

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）に対する、
一般社団法人日本水族館協会の見解

2021年8月4日

一般社団法人日本水族館協会 事務局

はじめに

一般社団法人日本水族館協会は、水生生物を飼育・展示する施設が情報を共有し、より良い展示と飼育技術の発展を通して、水圏に生きる生物とその環境を国民に広く提供し、見て楽しみ、ふれあう機会を通して環境教育・海洋教育などに寄与することを目指しています。また、一般に水族館に展示される展示物・展示生物は、国内では広く流通する水産資源（水産物・食料）が多くを占め、その生きた姿を見せることにより環境保全と水産資源の持続的な利用・管理に関して啓発をすることも目的としています。

また、日本水族館協会の会員施設は、環境・科学的展示のみならず、漁業や食文化など文化人類学的な視点や食育やリサイクルなど多様な視点からの情報を提供することができる社会教育施設という側面も重要な機能であると考えています。

現在の博物館法の中に於いては、水族館についても、その展示生物種数や水槽の数など、あくまでも定量的な条件により規定されているものの、その質に関する指針や規定はありません。また、現行の博物館法に対して、水族館が博物館として認められることに対する明確な意味付けが認められない事も有り、博物館相当施設も含めて、日本の水族館及び水生生物の飼育施設が博物館となっている数は限定的となっています。

今後の博物館法改正により、水族館が博物館として認められることを積極的に推進するためには、それぞれの施設が享受できる博物館であることの意義が明確となり、また、施設の利用者である国民にとっても水族館が博物館であることの意義と意味を理解できる形で周知していただくことが肝要であると考えています。

それでは、以下本件に対する当協会からの意見を記載いたします。

1. 「これからの博物館に求められる役割」へのコメント

1-1. 国内外の動向 について

基本的な概念として、これからの博物館に求められる役割に対しては、賛同いたします。しかしながら、特に国際的な議論の動向の部分以降、ICOM が規定する博物館の非営利性という拘りには疑問を感じています。

なぜ非営利なのでしょう？

非営利であれ、営利であれ、その運営法人の形態にかかわらず、博物館として肝心な部分は施設の運営・経営に対する姿勢と目的意識の有無ではないかと考えています。

博物館施設として大切なのは、その展示や活動の質、何を伝えることを目指しているのかなのではないのでしょうか。

確かに営利を目的とする民間会社による経営では、利用者に対する選択性（利用料金などによる）や会社の経営方針によるバイアスがかかった運営になるかもしれません。しかし、非営利であっても、その財源や運営母体の方針によるバイアスは必ずかかるので、博物館を規定するうえで重要なことは、博物館の理念や展示方針と活動に対する基準を明確にすることで質を保つことが望まれ、その意味では、営利・非営利に関係は無いと考えます。

また、営利目的の民間の場合、その経済状況によりサービス量と質にかかわる合理的な変更や、場合によっては施設の閉鎖なども有り得るのですが、非営利としてこの状況は十分にあり得るものです。このコロナ禍により、社会と経済の状況が施設の運営に与える影響はより明確になった今、全ての施設が同様の危機に直面しているのではないかと考えています。

営利的な経営と、収益を上げるという事の違いは当然理解しておりますが、その上でも、積極的に収益を上げる経営無しに十分な運営資金をどう調達するのか、そして質の高いサービスの為に必要な優れた人材をどう確保するのかという部分に答えが見えません。

良い施設を維持して、良い展示を行い、利用者により良いサービス・情報を提供するためには費用が掛かります。それを認めたくえて、営利目的の民間企業が、しっかりとした理念や基準のもとに博物館を経営・運営することに何か不都合が有るのでしょうか。

営利・非営利の問題よりも大切なのは、施設として、博物館として明確で公平で正しい基準を作り、その基準を満たす事で認められた博物館に対して、財政を含めた様々な支援を可能とする法整備と、その周知により各施設が博物館となることを目指す意義付けができるかどうかではないかと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題 について

水族館という施設の特性として、その多くは屋内の密閉空間であり、また、展示する水槽の周辺には密状態が発生しやすい施設でもあります。

この為、今コロナ禍に於いて、経営的にも非常に難しい、これまでに想定してこなかった局面に対峙したという所では、他の多くの業態・施設と同様であったと思います。

また、コロナ以前同様に大型マーケティングイベントや特別展示等により、入館者数を増やすことをしても、利用者には博物館として本質的なサービスを提供しなければ、一時的な増加に留まり、長期的な視点では、損失でしかない（博物館の価値として）のかもしれないかもしれません。

しかし、このような一時的な入館者増と収入増を評価指標の一つとすることは、その運営形式に関わらず集客施設としては一般的な見方となり、現場となる博物館施設はその必要性に逆らうことができない場合が多いのではないのでしょうか。このような入館者数を絶対的指標とする評価基準から脱し、博物館施設としての基準を守るための抑止力、また本来行うべきサービスを維持する基礎となる博物館法であり、その支援の仕組みであることが望ましいと考えます。

コロナ禍を受けて、新たな展示と情報発信の道としてデジタル技術は、今後さらに発展しより高度になっていくことは疑う余地がありません。

コロナ以降、様々な施設がそれぞれの領域で新しくデジタルによる情報発信に取り組み、一定の成果と新しい動きを作り出していることはご承知の通りです。

一方で、コロナ禍が一年以上経過した現在、逆にリアルに対する欲求も強くなってきているという事実、デジタルに対する飽和状態も出てきているように感じています。

本来、水族館等生物を飼育展示する施設は、「リアル」の展示がベースの施設であることに今後も変わり無く、また、利用者もそれを望んでいるものと確信しています。

それを踏まえて、今後、どのような形でデジタルとリアルのハイブリッドを駆使して行くのかは、新たな技術の進歩に期待するところも大きく、新しい展示の為の技術の発展を積極的に模索していくことが肝心だと考えています。

1-2. これからの博物館に求められる役割 について

必要となる取り組みとして、経営基盤を充実させていく好循環の形成が必要との指摘がありますが、ここで肝要なのは、循環そのものではなく、循環を作り出す環境とその推進力であると思います。それが正に新しい博物館法なのかもしれません。

そして、その基盤を積極的に利用し、必要な支援を享受するためには、博物館施設としての経営や運営方針、展示を含めた活動の充実など、基準や規定に準じてそれをクリアして行くことで、より良い支援を受けることが可能となり、その周知を進める事で博物館法とその法に基づく登録や認証を受けるための意義付けにもなるのではないのでしょうか。

2. 「登録制度について」へのコメント

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論 について

現行の制度が、現在の設置主体の多様性と必要性について全く対応できないものとなっていることは疑う余地がありません。

これは、これまでの制度では、あくまでも外形的な基準・単なる枠を決めているだけで、博物館としての機能や質を問うものとはなっていないため、もちろん現行法が制定された当時には現在の多様性は想定されていなかったのだと思います。

今回、博物館としての機能や活動の質を明確に問うものへと改正することで、博物館が存在する本質的な意味を考え、博物館となることの意味を公平かつ明確に規定することが必要なのではないのでしょうか。

2-2. 新しい登録制度の方向性について

(制度の理念と目的) について

まず、博物館に対する公的支援とは何なのでしょう。

博物館に対する社会からの求めと役割は、その施設の特性や地域性により大きく異なると

思います。この多様な条件を、どのようにして定量化して審査や登録の基準とするのか、また、活動と経営の改善・向上に繋げていくのが、このままでは分かりにくいと思います。同様に、「底上げ」と「盛り立て」というのは、実際に何を指して、どうする事なのかも概念的過ぎて分かりません。無論今後、これらは更に具体化されていくものと理解していますが、「雰囲気」ではない明確な言葉での記述を期待しています。

また、博物館としての認証や認定が有ることが国民（施設の利用者）にとってどのような意味が有るのか、改正博物館法で、どのような意味を持たせることを目指しているのかを明確にすることもとても重要になるのではないのでしょうか。

施設に対して、博物館として認証や認定を受ける事のインセンティブは必要ですが、その利用者である国民に対しても、認証や認定を受けた博物館を利用することの意味やインセンティブを明示しなくては、行政や博物館側の独りよがりな仕組みに終わってしまうのではないかと感じます。施設側がどのようなカテゴリーで認証されていたとしても、そのことが利用者にとってのアドバンテージにならないければ意味が無いのではないのでしょうか。

(制度の対象範囲) について

博物館法として、客観的に施設の機能・質を評価するものであることが望ましいと考えます。その施設を運営・経営する法人に対する審査（財務的、様々な分野でのコンプライアンスなど）は当然必要と考えますが、法人の形態が審査の最初の分岐になってしまえば、今後の博物館という施設の発展を妨げるものになるのではないのでしょうか。

民間に対しての公益性に対する審査というよりも、明確にして公平な基準を設け、その基準を満たす事で博物館として認められ、一定の支援を受ける資格が有るということを明確にし、全国の施設に周知することが必要ではないのでしょうか。逆に、公営の施設であっても、その機能やサービスの質、公益性が博物館として十分ではないと感じることも多々あります。

博物館法として規定した基準をクリアする努力を受け入れて、博物館として認められることを目指す意思を持つ施設に対して、十分な支援を行う事ができることが大切であり、また、その確認作業としての審査であるなら納得もできる施設が多くなるものと考えます。

(審査主体・プロセス) について

登録施設や相当施設などという分類は今後も必要なのではないのでしょうか。

また、自治体による審査基準や質の不統一を指摘するよりも、博物館法の中で基本となる基準を国が設定し、自治体ごとに必要とされる追加要綱を入れることができるとする方が、より現状に即した形となり統一性のある審査基準や質を保てるのではないのでしょうか。

質を管理するという事であれば、やはり国が基準を一元的に管理し、それに基づいて、自治体が支援を行うようにした方が確実ではないかと考えます。

また、専門性が広範にわたる様々な博物館を調査・指導という事では第三者組織の必要性は明らかですが、ここでも博物館としての基幹部分と多様性のある専門部分の対応分担は必要であると考えます。

また、第三者組織は登録認定などの審査を行うことがその使命ではなく、中立的・客観的な調査機関として施設を調査・評価し、博物館として高い水準を保つための指導と支援を行う組織であってほしいと希望します。

(審査時の状態を維持・向上させる仕組み) について

審査時の状態を維持・向上させるためには、定期的な再審査というような、第三者による確認作業は必要だと思えます。

北米を中心にした、欧米の水族館や動物園が加盟する AZA (Association of Zoos and Aquariums) では5年毎に会員資格再審査が有り、この再審査調査は、当該施設のあらゆる分野に関して詳細に行われています。通常 AZA 再審査チーム (加盟園館の代表などから選考されます) が当該施設に派遣されて1週間程度滞在し、それぞれの専門分野に関する調査と従業員へのランダムインタビューを行い、これをレポートとしてまとめます。

この調査により、不十分な点が検出されれば AZA より当該施設に改善勧告が送付され、その不十分な点が改善可能であれば、再審査を一度通過し、次回の再審査までにすべての点を改善することを期待されます。

しかしながら、次回の再審査で勧告された点に改善が見られない場合は、結果として会員資格のはく奪につながることも現実にあります。

(連動した博物館振興策) について

博物館法に登録認証を受けることによるインセンティブは当然重要で、これが無ければ登録などをしていくことに意味を与えることが難しくなります。

とは言え、全ての施設に同様のインセンティブを一律に与えるのではなく、その質や活動とその規模等により段階的に変化しても良いのではないかと思います。そして、各施設が質を上げていくための支援についても別途設定することにより、段階的に全体の底上げが図れるようにすることも大切だと思えます。

また、博物館に就労する人材、学芸員や技術者などが、その専門知識や技能をさらに高め、新しい技術や資格を身に付けるためには、その学習のために不在となる期間の日常的な業務のバックアップができる人材とその人材を確保するための財源が必要となることを無視することはできません。

この部分に対する支援策無しに、単に現場に対して新しい機会を創出・提供しても、結局その機会を享受できる者は限定的となり、博物館業界全体の質の向上には寄与しないものとなります。この為にも、業界全体で縦横に繋がり、連携して動くことのできる機能的なネットワークと人材プール及び、その仕組みを支える財源が必要となります。

3. 「学芸員制度について」へのコメント

(学芸員資格・養成の在り方) について

学芸員という資格については、まず資格ありきで始まっているところが本末転倒ではないかと考えています。

博物館の学芸員の本質は、その専門性、知識や情報であり、「学芸員」である事よりも、専門の学術領域におけるスペシャリストであること、修士や博士であることの方が本来大切なのではないのでしょうか。

また、学芸員の資格そのものに階層を作ることが処遇の改善に結びつくとも考えにくいと感じます。むしろ処遇の改善は、各施設での組織作りの中で行われるべきであり、そこに對して国や自治体からの財政的な支援が有れば実効性も生まれるのではないのでしょうか。

(学芸員等の専門的職員の配置) について

本来 curator は、その施設の curatorial 部門（蒐集部門）の責任者が持つタイトルである場合が多く、その部門の中で働くチームメンバーは、専門の教育や知識・経験を持つスペシャリスト達となっています。このチームメンバーは、それぞれの専門分野の中での有識者や修士・博士である場合も有ります。

また、施設には本文にも記載されているような様々な分野のスペシャリストたちが別途専門職として組織的に配置され、機能的な組織作りによって施設全体の質を高く維持することが可能となっている場合が、特に欧米の大型の施設では多く見られます。

一方日本では、現在でも学芸員が博物館のあらゆる業務に携わり、このため本来行うべき仕事、本分である専門的な研究活動や資料の管理などが十分にできない・できていない場合が多いことは良く知られています。

ここで学芸員の資格や制度を検討する前に、博物館という施設内での機能的な組織作りやそれを進めるための法整備や支援策を考えることの方が博物館の質を向上させることに直接寄与するのではないかと考えます。それらが整えられたうえでの資格やその階層なのではないかと考えます。

以上、簡単ではありますが、本審議経過報告に対する日本水族館協会からの意見提示とさせていただきます。